

# 令和元年度重要里地里山及び重要湿地における絶滅危惧種についての 文献調査等業務

## ■地理情報等基盤情報の整備手法検討について

- ・重要里地里山及び重要湿地の地理情報やそれらの域内における生息域等の地理情報について、現在の情報精度と活用状況を分析・整理した。
- ・その上で、重要里地里山や重要湿地それぞれの特性を踏まえつつ、将来を見据えたコストや精度等が異なる複数グレードの地理的境界線設定のための情報整備の案について検討した。具体的には、生物生息域、利用者の活動圏域、土地所有や管理区分など複数の観点から対象となる基礎情報に着目し、その入手手法、整備後のGIS等データ構造などの検討を行った。
- ・そして、選定地の形態の多様性を考慮しながらモデル地域を設定し、地理情報等の試行的整備を行うとともに、その整備結果を評価分析し、整理した。

## ■試行的整備の実施と結果について

- ・選定地の境界線設定に関する整備手法の確立に向けて検証に係る手順は、以下ア～エの通り。
  - ア. 境界線設定手法のタイプの検討 ※下表
  - イ. モデル地域において、それぞれの手法タイプを適用し、複数の境界線案のデータを作成
  - ウ. 境界線案の妥当性評価・整備コストの検証
  - エ. 境界線設定手法のタイプの評価
- ・スケールや自然環境要素、データ形式の異なる選定地をモデル地域として設定、重要里地里山5件、重要湿地3件について試行的整備と検証を行った。

(重要里地里山の考えられる境界線設定手法のタイプ)

タイプ	内容	具体案
A. 里地里山の利用者の生活圏・活動圏の観点から境界線を設定する方法	・里地里山の概念の中心にある伝統的な集落をはじめ、地域の人々の生活圏を代表するデータとして、行政界を活用する。	・行政界(字・町丁、旧市町村、市町村)
	・里地里山の多くが古くから地域の人々の入会により維持されてきた特徴から、その活動範囲を示す境界として、権利関係地や土地所有・管理地に関するデータの活用も考えられる。	・権利関係や土地所有・管理の境界(データの存否は個別事例による)
B. 里地里山を構成する自然環境要素の外枠を境界線として設定する方法	・里地里山が有する多様な自然環境要素(農地・草地・森林・水域等)を示すデータとして、植生図を活用し、対象とする植生区分の外枠を境界線として活用する。	・植生区分の境界
C. 里地里山の地形的特徴や法令・施策等指定区域を加味して里地里山の境界線を設定する方法	・里地里山の地形的特徴(山地・扇状地等)を示す土地利用区分のデータを活用して、境界線を設定する。	・土地利用区分に基づく境界(データの存否は個別事例による)
	・里地里山の保全等を目的とする法令・施策等の指定区域が存在する場合、当該区域を境界として活用する。	・法令・施策等指定区域(指定の存否は個別事例による)
D. 景観的まとめりなど現地調査による境界特定	・上記A～Cのいずれの手法でも、十分な情報が得られない場合や妥当な境界が設定できない場合、現地調査により情報収集して総合的判断を行い、境界を特定する。	・現地調査結果を反映した境界

・結果及び評価概要（例：重要里地里山「14-20 秦野市域内の里山（神奈川県秦野市）」）：

選定地	特徴	境界設定案	範囲の妥当性				整備コスト	
			まとまりのある範囲の図示	生活・活動圏の包含	評価対象の環境要素の取り込み	評価対象外の環境要素の排除	作業量の大小	個別判断事項の有無
秦野市域内の里山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケール：市町村</li> <li>・環境要素：農地、二次林</li> </ul>	A 行政界に基づく境界設定	○	△	○	× (ゴルフ場・奥山エリアを含む)	中	なし
		B 植生区分に基づく境界設定	×	△	○	×	小	あり (抽出する植生凡例の判断)
		C 法令・施策等に基づく境界設定	○	△	△ (二次林を十分に含むか要検証)	△ (ゴルフ場を含む)	中	なし

※境界線A～Cタイプのうち、最も望ましい境界線案と考えられるものをモデル選定地毎に太字で記載。



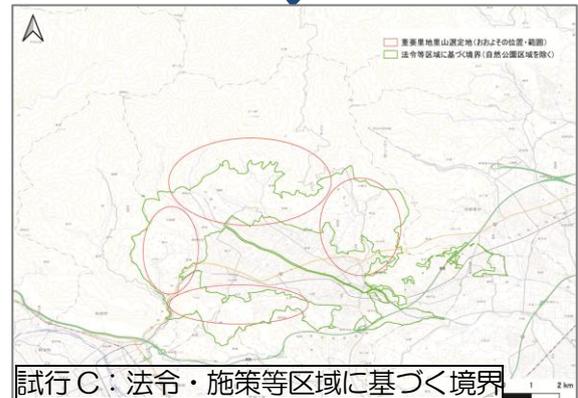
**選定地の地理情報（選定時作成）**

※地図上の点線（赤枠）でおおよその位置・範囲を示すにとどまっている



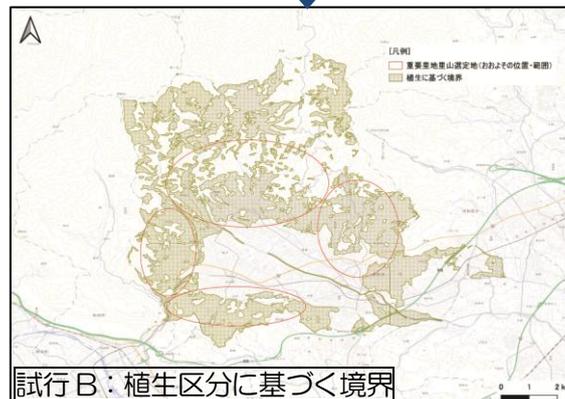
**試行 A：行政界に基づく境界**

※ベースマップ：地理院地図（淡色地図）



**試行 C：法令・施策等区域に基づく境界**

※ベースマップ：地理院地図（淡色地図）



**試行 B：植生区分に基づく境界**

(A の範囲内)

※ベースマップ：地理院地図（淡色地図）